

議案第74号

松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園条例の一部改正について

松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園条例（平成18年松阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園条例の一部を改正する
条例

松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園条例（平成18年松阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市香肌峡健康の森運動公園条例

第1条第1項を次のように改める。

松阪市は、豊かな自然環境を活用した保健休養とスポーツ・レクリエーションを通じた潤いの場を創設し、市民の健康増進とスポーツの振興に資するため、次の施設を設置する。

名称 松阪市香肌峡健康の森運動公園

位置 松阪市飯高町森2155番地1

第2条中「宿泊施設「スメール」及び」を削り、「スメール等」を「運動公園」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条から第5条まで、第6条第1項並びに同条第3項第2号及び第4号、第7条第5号並びに第8条第1項中「スメール等」を「運動公園」に改める。

第10条中「必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割削減

第12条から第14条までの規定中「スメール等」を「運動公園」に改める。

第15条第1号中「スメール等」を「運動公園」に改め、同号中イからエまでを削り、オをイとし、カをウとし、キを削り、同条第2号から第5号までの規定中「スメール等」を「運動公園」に改める。

別表第1中スメールの部を削る。

別表第2中「

ス メ ー ル	宿 泊 施 設	客室	1泊 大人1人	9,000円以上 22,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・小人は、3歳から12歳までとする。 ・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。 ・利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 	
			〃 小人1人	6,000円以上 15,000円以内		
		宴会場	全室	貸室 2.5時間以内		9,000円以上 40,000円以内
				〃 1時間増すごとに		3,000円以上 12,000円以内
		2区画	貸室	2.5時間以内		6,000円以上 24,000円以内
				〃 1時間増すごとに		2,000円以上 8,000円以内
		1区画	貸室	2.5時間以内		3,000円以上 12,000円以内
				〃 1時間増すごとに		1,000円以上 4,000円以内
		会議室	貸室	2.5時間以内		9,000円以上 20,000円以内
				〃 1時間増すごとに		3,000円以上 6,000円以内

交流センター	温泉浴場	大人1回	250円以上 1,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・小人は、3歳から12歳までとする。 ・老人は、70歳以上とする。 ・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。 ・利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 	
		小人1回	250円以上 600円以内		
		老人1回	250円以上 600円以内		
		入場券 (11枚綴り)	2,500円以上 10,000円以内		
	郷土芸能 伝承室	貸室 2.5時間 以内	9,000円以上 20,000円以内		
		〃 1時間 増すごと に	3,000円以上 6,000円以内		
香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ 及びパターゴルフ	大人1回	500円以上 1,200円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・小人は、3歳から12歳までとする。 	
		小人1回	300円以上 600円以内		
		ファンシー サイクル車	1台 1時間以内		200円以上 500円以内
		サイクリ ング車	1台 1時間以内		200円以上 500円以内
	テニス コート	昼間 1 面	1時間以内	500円以上 1,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
		夜間 1 面	1時間以内	700円以上 1,500円以内	

」を「

香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ及びパターゴルフ	大人1回	1,200円以内	・小人は、3歳から12歳までとする。
			小人1回	600円以内	
	テニスコート	照明なし 1面	1時間以内	880円以内	・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
		照明あり 1面	1時間以内	1,130円以内	

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。